会長		担当理事		会計	

埼玉産保発第３３号
令和５年５月１６日

一般社団法人草加八潮医師会
会長　内藤　毅嗣　様

独立行政法人労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター
所　長　　金　井　　忠　男

リーフレット配布のお願いについて

日頃より、産業保健活動の推進に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法では健康診断の結果に基づき、異常の所見があると診断された労働者（以下、「有所見者」という。）に対する医師等からの意見聴取が義務付けられております。

当センターでは「健康診断結果について、医師等からの意見聴取を実施していますか？」のリーフレット（以下、「意見聴取に関するリーフレット」という。）を作成し、有所見者に対する医師等からの意見聴取を推進しておりますが、独自に医師等を確保して、有所見者に対する意見聴取を実施することが困難な小規模事業主もいるため、当センターの活動をより知ってもらう必要があります。

意見聴取に関するリーフレットを送付させていただきますので、定期健康診断結果の返却時に同封いただく等のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等、また、追加でリーフレットのご要望がございましたら担当者までお問い合わせください。

埼玉産業保健総合支援センター
電話０４８－８２９－２６６１
担当：川﨑

草加八潮医師会
収受
5.5.18
第 203 号

事業主のみなさまへ

健康診断結果について医師等からの意見聴取を実施していますか？

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に対し、就業上の措置について、３か月以内に医師または歯科医師の意見を聴くことが必要です。（労働安全衛生法第66条の4他）





地域産業保健センター（地さんぽ）では、
労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、
医師からの意見聴取を無料で実施しています。



☆「地さんぽ」の利用には事前の申し込みが必要です。
☆総括産業医（企業の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医）がいる小規模事業場は支援対象外になります。
☆利用回数には制限があります（継続的なご利用を支援するものではありません）。

厚生労働省
埼玉労働局

独立行政法人労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター

意見聴取

実施方法を教えて！！





健康診断結果で異常の所見があった労働者に対し、医師等の判断を下記区分によって求めることを、健康診断実施後３カ月以内に行いましょう。

就業区分及びその内容についての意見
（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務で良いもの	
就業制限	職務に制限を与える必要があるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

小規模事業場の事業主のみなさま

「地さんぽ」では意見聴取を無料で実施しています

意見聴取を実施している埼玉県内１１の「地さんぽ」
浦和・与野・朝霞・川口・大宮・熊谷・川越・春日部・所沢・行田・秩父

申込方法

利用申込フォーム

①健康診断結果が健診機関から返却されたら、労働者の健診結果を確認しましょう。

②有所見者がいたら、当センターホームページ「医師の意見聴取等利用申込フォーム(右のQRコード)」から管轄の地域窓口を選択し、お申込みください。

③担当のコーディネーターから、電話またはメールにてご担当者様あてに連絡が入ります。

不明な点がありましたら、コーディネーターまたは埼玉産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

「地さんぽ」は、厚生労働省所管の「独立行政法人労働者健康安全機構」が全国に設置している「産業保健総合支援センター」が運営している地域窓口です。



☆「地さんぽ」の利用には事前の申し込みが必要です。
☆総括産業医（企業の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医）がいる小規模事業場は支援対象外になります。
☆利用回数には制限があります（継続的なご利用を支援するものではありません）。

お問合せはこちら

埼玉産業保健総合支援センター
www.saitamas.johas.go.jp　TEL:048-829-2661